

通所介護・指定相当通所型サービス・重要事項説明書

_____様（以下、「利用者」という。）に対する通所介護・介護予防通所介護相当サービス（以下、「サービス」という。）の提供開始にあたり、新潟県基準条例の規定に基づき、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者	一般財団法人 下越総合健康開発センター		
事業所名	新発田中井デイサービスセンター	利用定員	28名
所在地	新発田市小舟町2丁目690番地	電話番号	22-4315
新潟県指定	平成11年12月15日	指定番号	1570600054
実施地域	新発田市 聖籠町		
従業員の概要	生活相談員	1人	資格：社会福祉士、社会福祉主事任用資格
	看護職員	2人	資格：看護師、准看護師
	介護職員	7人	資格：介護福祉士、ホームヘルパー
	機能訓練指導員	1人	資格：看護師、准看護師
	送迎従事職員	8人	送迎車両

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、介護保険法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法等の基本理念に基づき、病気や怪我などにより、居宅において寝たきりや要介護状態にある方（要介護者又は要支援者）に対して、自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の支援並びに機能訓練等を通所介護によって効果的に実施し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るとともに、快適な在宅介護が継続できるように支援することを目的とする。
運営の方針	事業の目的を推進するため、利用者の人権を尊重し、併せて地域との結びつきを重視し、各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、総合的な介護サービスの提供に努める。また、緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

3. 提供するサービス内容

- (1) 提供するサービス内容は、通所介護（指定相当通所型サービスを含む）です。
- (2) 通所介護とは、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持及び利用者並びに利用者の家族（以下、「利用者等」という。）の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

4. 営業日及び営業時間

営業日	日曜日及び年末年始（12月31日から1月3日）を除く日とする
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時15分まで

5. 業務取り扱い方針

- (1) 利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成する。
- (2) 通所介護計画に沿ったサービスを提供し、心身機能の維持を図る。
- (3) サービスの提供に際しては、看護職員による健康チェックを行い、体調などの変化を必ず確認し、安全なサービス提供を心掛ける。

6. 管理責任者

サービス提供の管理責任者は、下記のとおりです。

サービス利用にあたり、不明な点や要望などがございましたら、お申し出ください。

また、直接支援にあたる職員にお話されても結構です。

管理責任者 氏名 本間文則 連絡先 電話：0254（22）4315

7. 利用者負担金

サービスの利用にあたり、利用者に負担いただく料金は次のとおりです。

なお、この料金は介護保険の法定利用料に基づく金額です。

(1) 基本サービス料金（介護給付、通常規模型）

利用時間6時間以上7時間未満

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	584円/日	689円/日	796円/日	901円/日	1,008円/日
2割負担	1,168円/日	1,378円/日	1,592円/日	1,802円/日	2,016円/日
3割負担	1,752円/日	2,067円/日	2,388円/日	2,703円/日	3,024円/日

利用時間7時間以上8時間未満

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	658円/日	777円/日	900円/日	1,023円/日	1,148円/日
2割負担	1,316円/日	1,554円/日	1,800円/日	2,046円/日	2,296円/日
3割負担	1,974円/日	2,331円/日	2,700円/日	3,069円/日	3,444円/日

利用時間8時間以上9時間未満

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	669円/日	791円/日	915円/日	1,041円/日	1,168円/日
2割負担	1,338円/日	1,582円/日	1,830円/日	2,082円/日	2,336円/日
3割負担	2,007円/日	2,373円/日	2,745円/日	3,123円/日	3,504円/日

各種サービス料金

(基本サービス料金に加算されます) ※ 食費の実費負担金は 800 円です。

	入浴介助加算 (I)	中重度者ケア体制加算	サービス提供体制強化加算 (I)
1 割負担	40 円/日	45 円/日	22 円/日
2 割負担	80 円/日	90 円/日	44 円/日
3 割負担	120 円/日	135 円/日	66 円/日

※負担割合証に記載の負担割合となります。

送迎を行わない場合	△ 47 単位/片道
-----------	------------

【利用者負担金の算定例】

	提供の有無等		基本利用料	利用者負担金
	時間以上	時間未満		
通所介護 (時間帯)			円	円
入浴介助加算 (I)	有	無	円	円
中重度者ケア体制加算	有	無	円	円
サービス提供体制強化加算 (I)	有	無	円	円
食事 (実費負担)	有	無	円	円
(実費負担)	有	無	円	円
合 計			円	円

利用者に負担いただく 1 回の利用負担金は _____ 円の見込みです。

(2) 基本サービス料金 (予防給付)

※ 食費の実費負担金は 800 円です。入浴料金は基本サービス料金に含まれます。

通所型 サービス費	通所型独自サービス 11 (要支援 1) 一月に 4 回以上	通所型独自サービス 12 (要支援 2) 一月に 9 回以上
1 割負担	1,798 円/月	3,621 円/月
2 割負担	3,596 円/月	7,242 円/月
3 割負担	5,394 円/月	10,863 円/月

通所型 サービス費	通所型独自サービス 21 (要支援 1) 一月に 4 回まで	通所型独自サービス 22 (要支援 2) 一月に 8 回まで
1 割負担	436 円/回	447 円/回
2 割負担	872 円/回	894 円/回
3 割負担	1,308 円/回	1,341 円/回

各種サービス料金：(基本サービス料金に加算されます)

	サービス提供体制強化加算 (I)	
	要支援 1	要支援 2
1 割負担	88 円/月	176 円/月
2 割負担	176 円/月	352 円/月
3 割負担	264 円/月	528 円/月

※負担割合証に記載の負担割合となります。

送迎を行わない場合	△ 47 単位/片道
-----------	------------

【利用者負担金の算定例】

	提供の有無等	基本利用料	利用者負担金
通所型独自サービス	有 ・ 無	円	円
サービス提供体制強化加算 (I)	有 ・ 無	円	円
(実費負担)	有 ・ 無	円	円
合 計		円	円

利用者に負担いただき、1 回の利用者負担金は _____ 円に、食事実費負担金 (1 食につき 800 円) が加算されます。

8. キャンセル料

- (1) 利用予定日の前日 (営業時間内) までに、サービス提供をキャンセルした場合はキャンセル料はいただきません。
- (2) 利用者の都合により、利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

連絡の時期	キャンセル料	備 考
サービス利用の前日まで	いただきません	容態の急変の場合などにはいただきません
サービス利用日の当日	利用者負担金の 50% の額	

9. 利用者負担金の支払い方法

利用者負担金は、1ヵ月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の領収書は、利用者負担金の入金確認後、30日以内に発行します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日、(祝休日の場合は直後の平日)に、利用者が指定する口座より引き落ととなります。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直後の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 第四北越銀行 新発田支店 普通口座 1704033
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日までに、現金でお支払いください。

10. 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医並びに家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情対応

事業者は提供したサービスについて、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応いたします。また、次の手順により解決を図ります。

- ① 利用者や職員からの事情聴取等により事実関係を把握する。
- ② 苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し、必要な改善を行う。
- ③ 苦情者に対し、調査結果や講じた措置内容を納得が得られるよう説明する。
- ④ 必要に応じて概要を記載した文書を提出する。
- ⑤ 苦情の申し立てにより利用者へ一切不利益な取扱いを致しません。

1 2. 苦情相談窓口

事業者が設置する苦情相談窓口は、以下のとおりです。

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けいたします。

事業所相談窓口	一般財団法人 下越総合健康開発センター 中井デイサービスセンター 担当者 管理者 本間文則 電話番号 0254-22-4315
	一般財団法人 下越総合健康開発センター 総務部 齋藤由美子 個人情報保護統括責任者 高口功 電話番号 0254-24-1145

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新発田市高齢福祉課	電話番号 0254-28-9201
	新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室	電話番号 025-285-3022

1 3. サービスの利用に当たっての留意事項

- (1) 複数の方が同時にサービスを利用するので、周りの方のご迷惑にならないように心掛けてください。また、職員の説明や注意には出来る限り従うようお願いします。
- (2) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、職員に直ちにお申し出ください。
- (3) 利用者の都合でサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の居宅介護支援事業者（電話番号 ）又は、当事業所の担当者までご連絡ください。（当事業所電話番号： 22 - 4315 です。）
- (4) 利用の際、入浴の安全などを確認するため、かかりつけ医の指示をいただく場合があります。
- (5) ショートステイの利用、入院、都合が悪いなど、前もって休まれる日がわかる時は、早めにご連絡をお願いします。
- (6) 次の事項に該当する場合は、サービスの提供ができない場合があります。
 - ① 利用者が伝染病疾患に罹患している場合
 - ② 疾病、病状の悪化等により医師が利用困難と認めた場合
 - ③ サービスの利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を行わないほうが良いと認められるとき。

1 4. 非常災害対策

自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、年2回以上の避難訓練及び消火訓練を実施し、利用者の安全に対して万全を期しております。

1 5. 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。
- (5) (1)～(4)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

1 6. 業務継続計画の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 7. 衛生管理等

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1 8. 従業者の研修

- (1) 全ての従業者に対し、従業者の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。
- (2) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
- (3) 継続研修 年に1回以上実施
- (4) 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

19. 利用者等の意見を把握する体制、第三者評価の実施状況

- (1) 利用者アンケート及び意見箱を設置し、利用者等からの意見等を把握する取組みを実施している。
- (2) 第三者による評価は、実施していない。

サービスの提供に先立って、上記のとおりご説明いたします。